



資料提供	
令和3年10月6日	
担当課 (担当)	廃棄物対策課 山本
電話	30-8092 (内線 4241)

不法投棄及び使用済物品回収業者監視合同パトロールの実施

鳥取市では、10月の「不法投棄防止強化月間」に計画している不法投棄防止活動として、県、町と協力し監視パトロールなどを実施しています。

今回、智頭町、八頭町と合同で下記のとおり行うこととしており、不法投棄監視パトロールと併せて使用済物品回収業者の監視パトロールも行います。

記

1 日時及び場所

智頭町	日時	令和3年10月11日(月) 午後1時30分～午後4時頃
	場所(予定)	智頭町地内の不法投棄箇所、農業地帯、住宅地等をパトロール
	その他	午後1時30分に智頭町役場(税務住民課)を出発
八頭町	日時	令和3年10月19日(火) 午後1時30分～午後4時頃
	場所(予定)	八頭町地内の不法投棄箇所、農業地帯、住宅地等をパトロール
	その他	午後1時30分に八頭町役場(町民課)を出発
鳥取市	日時	令和3年10月26日(火) 午後1時30分～午後4時頃
	場所(予定)	河原町地内の不法投棄箇所、農業地帯、住宅地等をパトロール
	その他	午後1時30分に河原町総合支所(市民福祉課)を出発

※天候によっては、パトロールの中止又は日程が変更になる場合があります。

2 内容

- (1) 不法投棄監視パトロールを実施し、今後の処理方針、防止対策等を検討する。
- (2) 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例(平成28年4月1日施行)に基づく届出を行わず、自転車、バイク、家電等の回収を行っている業者がいないか監視を行う。

3 実施機関

鳥取市、智頭町、八頭町、鳥取県

4 参考

- (1) 不法投棄を行った場合には、5年以下の懲役もしくは1千万円(法人の場合は3億円)以下の罰金、又はその両方が科せられることがあります。
- (2) 平成28年4月より「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」を施行し、自転車、家電等の使用済物品の回収を行う場合には、県及び市への事前の届出や、運搬、保管基準の遵守が規定されています。届出をしないで使用済物品(自転車、バイク、家電等)の回収を行った場合には、5万円以下の過料に処せられることがあります。